

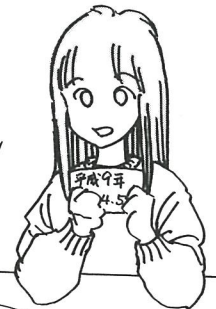
確定申告のとき 国民年金保険料を忘れずに！

定額保険料		
平成10年1月～3月	1か月	12,800円
平成10年4月～12月	1か月	13,300円
1年分の保険料		158,100円

定額保険料+付加保険料		
平成10年1月～3月	1か月	13,200円
平成10年4月～12月	1か月	13,700円
1年分の保険料		162,900円

1年前納（平成10年4月～平成11年3月）	
定額保険料	155,750円
付加込み保険料	160,430円

所得税の確定申告や住民税の申告が2月16日から始まりますが、みなさんは国民年金の保険料が所得額から控除されることをご存じですか。
平成10年1月から12月までに納めた本人の保険料や、家族のために納めた保険料は、全額が社会保険料控除となり、所得税や住民税が安くなりますので忘れずに申告してください。平成10年1月から12月までの保険料は、別表のとおりです。



① あー、私昨年平成9年4月分と5月分の保険料も払ったんですが



② ご安心ください。その分も控除の対象になります。

③ 平成10年中にお支払いいただいた国民年金保険料はすべて控除の対象となります。保険料を前納で納めていたり追納している方は忘れないうようにしてください。また、国民年金基金の掛金も全額対象となります。



平成11年1月から国民年金や厚生年金などを受給されている方の現況届にご本人が記入された時は、押印する必要があります。なお、ご自分で記入することができないため、ご本人以外（親族等）が記入する時は、欄外の下余白に、代理して記入した方の氏名、住所、電話番号および受給権者との関係を記入してください。

年金電話番号の活用を

「年金電話番号」とは、年金についての質問にコンピュータが自動的に音声または、ファックスによってお答えするシステムです。
利用は、電話の音声でもご案内しますが、あらかじめお聞きになりたい内容を「利用のしおり」で確認のうえ、手順にしたがって電話をおかけください。
お聞きになりたい内容の番号を押すと詳しく答えてくれます。なお、「年金電話番号利用のしおり」は各社会保険事務所、役場住民課年金係に置いてあります。（このシステムは、24時間年中無休でご利用いただけます。）



年金電話番号の電話番号
03-3335-6666
短縮番号（プッシュ回線のみ）
#8666